



栃木県公報

令和2(2020)年
12月25日(金)
号 外
第 68 号

目 次

公安委員会

○栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第九号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和二十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>別表第三（第三条、第六条関係）生活安全部長専決事項</p> <table border="1"> <tr> <td>事務内容及び根拠（関係）規定</td> <td>公安委員会への報告</td> </tr> <tr> <td>一〇百二十三 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>百二十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第三十八条の二第一項の規定による住居集合地域等における麻酔銃の許可に関する助言</u> </td> <td>要</td> </tr> </table>	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	一〇百二十三 略		<u>百二十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第三十八条の二第一項の規定による住居集合地域等における麻酔銃の許可に関する助言</u>	要	<p>別表第三（第三条、第六条関係）生活安全部長専決事項</p> <table border="1"> <tr> <td>事務内容及び根拠（関係）規定</td> <td>公安委員会への報告</td> </tr> <tr> <td>一〇百二十三 略</td> <td></td> </tr> </table>	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	一〇百二十三 略	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告										
一〇百二十三 略											
<u>百二十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第三十八条の二第一項の規定による住居集合地域等における麻酔銃の許可に関する助言</u>	要										
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告										
一〇百二十三 略											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。